

令和5年第3回教育福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和5年6月29日（木）
2. 場 所 白井市役所本庁舎 4階大委員会室
3. 議 題
- (1) 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について
 - (2) 請願第3号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について
 - (3) 議案第14号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 議案第15号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 議案第16号 白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (6) 議案第17号 白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (7) 議案第19号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第5号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
 - (8) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 柴田圭子委員長・徳本光香副委員長
秋谷公臣委員・伊藤仁委員
荒井靖行委員・石原淑行委員
岩田典之議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- | | |
|------|------|
| 紹介議員 | 広沢修司 |
| 参考人 | 木村堯之 |
| 市執行部 | |
| 副市長 | 山下英之 |
| 教育長 | 井上功 |
| 福祉部長 | 板橋章 |

教 育 部 長	宗 政 隆 雄
社会福祉課長	金 井 早 苗
障害福祉課長	鈴 木 智 子
健 康 課 長	松 岡 正 純
保 育 課 長	片 桐 啓
教育部参事	榛 沢 宏 一
教育総務課長	落 合 一 矢
生涯学習課長	山 本 敏 行

7. 会議の経過

別紙のとおり

8. 議会事務局

議会事務局長	永 井 康 弘
庶 務 係 長	今 井 好 美
主 任 主 事	石 井 治 夫

委員長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。まず、会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 おはようございます。新しい委員構成になって初めて常任委員会が今日開催されることになっております。まず、請願2つということで、十分に疑問などを聞いていただいて、結論を導いていただきたいと思います。

今日1日ございますが、どうぞよろしく申し上げます。執行部の方もよろしく申し上げます。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、柴田委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○柴田圭子委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。

委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

初めに、マスク着用して発言される方については、マイクによる音声認識に配慮いただいて、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

これから日程に入ります。

(1) 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について

○柴田圭子委員長 日程第1、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

参考人として、千葉県印旛教職員組合印旛支部書記長の木村堯之さんにお越しいただいておりますので、御紹介いたします。よろしく申し上げます。

皆さん、もう資料とか開いていらっしゃいますか。

では、始めます。初めに、紹介議員の広沢議員より、請願の要旨及び事項について説明を求めます。説明時間は15分となっています。

なお、請願者からの参考資料については、委員に既に配付済みのため、説明は不要です。

では、広沢紹介議員、よろしく申し上げます。

○**広沢修司紹介議員** 紹介議員の広沢修司でございます。本日は説明の機会をお与えいただきまして、ありがとうございます。

件名、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願書。

請願要旨。貴議会におかれましては、日頃より学校教育への深い御理解と御配慮いただき深く感謝申し上げます。義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など、多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され、給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちを取り巻く教育環境にも格差が生じています。国民に等しく義務教育を保障するという観点からいけば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。学校の基幹職員である学校事務職員、学校栄養職員を含め、教育教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている教育の機会均等と、その水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。

よって私たちは、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。貴議会におかれましては、本請願の趣旨について御審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

請願事項。2024年度予算編成に当たり、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を御提出いただきたくお願い申し上げます。

以上となります。

○**柴田圭子委員長** よろしいですか。

そうしたら、説明は終わりました。では、参考人から補足で説明がございましたら、木村参考人、お願いします。

○**木村堯之参考人** 千葉県教職員組合印旛支部の書記長をしております、木村と申します。また、子ども支援千葉県連絡会の事務局を担っております。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

まず、初めに、資料の訂正をお願いできればと思っております。失礼いたしました。まず、1ページ目の表になります。

○**柴田圭子委員長** ちょっとお待ちください。皆様、資料はお手元、よろしいですか。お願いします。

○**木村堯之参考人** 2022年の義務教、義教堅持と教育予算、6月のところで、採択、対象数が53とな

っております。その下の採択というところが52となっておりますが、そこを訂正していただき、両方とも51に直していただきたいと思っております。

○柴田圭子委員長 すみません、確認ですけど、これは、この表の中の2022のところですね。

○木村堯之参考人 そうです。

○柴田圭子委員長 皆さん、分かりましたか。よろしいですか。続けてください。

○木村堯之参考人 また、もう1か所、その下の米印、2022年度というところですよ。白井市のみ不採択と書いてありますが、そこは2021年度、白井市と松戸市のみ不採択というふうに直していただければと思います。

では、よろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。これも確認したいんですけど、2021年度が白井市と松戸市が不採択ということですね。

○木村堯之参考人 はい。

○柴田圭子委員長 そうすると、表の中の2021という欄も不採択というところがゼロになっていますが、2になるんですか。

○木村堯之参考人 よろしくお願ひします。そこは、おっしゃるとおりで、そこは2になりますので、よろしくお願ひします。

○柴田圭子委員長 分かりました。分かりましたか、皆さん、よろしいですか。

では、木村参考人、引き続き、補足説明がもしございましたらお願いいたします。

○木村堯之参考人 よろしくお願ひします。今、広沢議員から御紹介いただきましたとおり、この義務教育費国庫負担制度の堅持については、日本の子どもたちの、ある一定程度の教育を受けるためには、教職員が適正な数で配置されなければならないと考えております。そのための人件費として、必要であると考えております。この経費を国が持つことで、教育水準の不均衡をなくし、教育の機会均等と教育水準の維持向上が保たれるということと考えております。

まさに、先の見えない時代になってきているところで、たとえ、変化の激しい時代、財政が厳しい局面であっても、安易に教育の水準を下げるべきではないという考えから、請願のほうをお願いしているところでございます。

また、できるだけ多くの自治体から同じ願ひを国に対して届けることが大事であると思っております。ですので、ぜひ白井市様のほうでも請願のほうを通していただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○柴田圭子委員長 よろしいでしょうか。まだ時間ありますけど、よろしいですか。広沢紹介議員もよろしいですか。〔「はい」と言う者あり〕では、以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。発言の際は挙手をし、委員長の指名を受けてから発言をしてください。それでは、質疑はございますか。荒井委員。

○荒井靖行委員 お尋ねいたします。最初に、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育団体千葉県連絡会、これについて、もう少し御説明をいただきたいと思います。特に構成について、どのような構成になっているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 御質問ありがとうございます。子ども支援連絡会について御説明させていただきます。

県内の教育に携わる21の団体で構成されております。未来を担う子どもたちのために連携して取り組んでいるということでございます。その中の21の団体の中には、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会や、千葉県町村教育長協議会、また、千葉県小学校校長会、千葉県公立学校教頭会、また、千葉県PTA連絡協議会等、たくさんの団体がそれに属しているところでございます。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。荒井委員。

○荒井靖行委員 ありがとうございます。内容については理解しましたので、私の質問はこれで大丈夫です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑はございますか。石原委員。

○石原淑行委員 今回、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書ということで、これまでも何度か、何度もというか、各市町村で請願されているということで、白井市においても、平成22年、昨年度も請願をされているということですが、今回の請願の内容と、特に昨年度の請願された内容で大きく変わるような点はありますでしょうか。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 前回、請願として出させていただいたときと、内容はほとんど変わらないと認識しております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。秋谷委員。

○秋谷公臣委員 こちらに参考としていただいているんですけども、ここに今、下のほうに、毎年、陳情請願、そして理由として、もちろんここに書いてあるんですけども、毎年これ、千葉県だけでもほとんどの団体が、もちろん請願を行われているんですけど、全国的にも多分、この状態だと思っておりますけども、この請願を毎年、出さなければならない一番の理由というのは何でしょうか。お聞かせいただけますか。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 先ほどもお話をさせていただきましたが、やはり毎年お願いすることによって、子どもたちの教育に対する、教育の教育水準を下げないということを毎年、それぞれの自治体で確認をしていただくという意味合いでも請願をさせていただいております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。秋谷委員。

○秋谷公臣委員 請願そのものについても何の問題もないし、それから参考を全部読ませていただい

でも、かなり細かく、細かな請願になっているし、参考の一つにしても大変分かりやすいんですけども、だからこそ、53自治体が全部賛成に回っているんだと思いますけども、各自治体も同じような説明で、木村参考人がもちろん言っているんでしょうけども、各自治体で、例えばこういう自治体だとこんな質問がありましたとか、そういう特別なのはありますか、この請願の内容で。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 私が担当しているのは、印旛と言われる9市町のほうを担当しているところでございます。請願を毎年行っているものですから、私が参考人として呼ばれることはほとんどないというところと、あとは陳情という形で行っても採択をしていただける自治体も出てきております。

その中で、昨年度は印西市で、参考人ではなく傍聴として参加をさせていただいたときに、やはり印西市の議会において、国のことについて、なぜ取り上げるんだと、なぜそういう要求をするんだということ、印西市は関係ないというお言葉をいただいたところもございました。

先ほども話をさせていただきましたが、できるだけ多くの自治体から、このような同じ願いを国に対して届けることが大事であると考えておりますので、そこは御承知していただき、国に各自治体からこの声を届けていただければと思っております。〔「分かりました」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。荒井委員。

○荒井靖行委員 お尋ねいたします。先ほどの御報告の中で、松戸市が不採択になったと聞いておりますが、その理由は何だったんでしょうか。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 松戸市不採択については、ちょっと私、詳しいことは聞いていないところではあるんですが、それについては、持ち帰らせていただければと思います。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 本当に毎年の努力お疲れさまです。私は前回請願で出たときも全面的に賛成していますので、後押しする立場と、今回出されたことへの質問というのをさせていただきたいと思えます。

これ、全国的に出したりしている中で、国のほうから、提出した先の国のほうから、この意見書に関して、返事というか何か反応があったりはしているでしょうか。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 具体的に、これに対しての返事というものは特にはないんですが、教育予算について、義務教育費についてはさておき、教育予算については、年々国の予算として上げていただいているという現状がございます。

特にこれについての返事はいただいております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、続けてなんですが、もう一つの請願のほうは、結構内容が更新されてい

たものですから、この請願に関しては、ほぼ一字一句変わらないというふうに見比べて、前回や前々回、陳情請願を出された内容と変わっていませんでしたので、特にコロナ禍のことですとか、書いていないということで、同じ内容ということに関してお聞きします。

特に、3分の1の教育費の国が出す分を堅持してほしいということなんですけど、資料も見ますと、私もそう思っているんですけど、2分の1とか、もっと本当は国が出すべきだという考えの下、そういった、もう少し踏み込んだ水準の要望はしないというのは、どういった理由があるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 実は、国のほうでは、これについては、堅持については全廃という考え方もあります。まずは、堅持というふうに要望をして、最終的には2分の1への復元を要望していきたいと思っております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。伊藤委員。

○伊藤 仁委員 国庫負担金の堅持ということなんですけども、国の予算的に、請願を出されていますけども、現状で、予算は下がってきているんですか。実際のところ。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 昨年度、一昨年度の例で申し上げさせていただきますと、一昨年度は、義務教育費国庫負担金は674億2,812万9,000円でした。昨年度については、約20億下がって、658億3,719万9,000円となっております。同じように、毎年少しずつ下がっているというのが現状でございます。

○柴田圭子委員長 伊藤委員。

○伊藤 仁委員 これ下がってきている分、どういった影響が出てきているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 義務教育費国庫負担制度のお金の使われ方は、主に公立の義務教育小学校の教職員の給料や諸手当に使われております。下がることによって、教職員の未配置問題が加速するということと、教職員が給料の賃上げというところで、非常になかなか上がらないという、そういう場合も出てきております。

○柴田圭子委員長 伊藤委員。

○伊藤 仁委員 教職員は、地方公務員ですよね。その一斉に地方公務員として、給料体系については同じ扱いをされているように私は思うんですけども、義務教育費国庫負担金が下がると、教職員の給料がどうのこうのということに影響するんですか、これ。その辺をちょっとお伺いしたいんですけども。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 我々、義務教育費国庫負担制度が下がることによって、地方の負担が増えることとなります。入ってきたお金が確実に、地方に入ってきたお金が確実に義務教育費に充てられるという保証がありません。そうすると、私たちの給料体系にも、我々の給料体系は人事院によって勧告があ

り、それを県が尊重して決めているところがございます。国の義務教育費国庫負担制度がその分、財政的に厳しくなると、やはり人事院としてもその辺りを加味して、なかなか私たちの給料についても、厳しい現状になってくるということは考えられます。

○柴田圭子委員長 伊藤委員。

○伊藤 仁委員 人事院の勧告が、地方公務員と教職員と違う値が出てくるということはあるんでしょうか。教育長、今日いらっしゃっているので教育長にお伺いしたいんですけども、そういった事例ってあるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 教育長。

○井上 功教育長 今の質問の理解ができていないんですけど、もうちょっと教えていただければと思うんですけど。

○柴田圭子委員長 伊藤委員。

○伊藤 仁委員 先ほど参考人のほうから、賃金のベースアップについて、国庫負担金が減ると教職員のアップに人事院が影響するというようなお話、説明があったので、地方公務員に対して人事院勧告というのは毎年出てきますけども、その辺りの教職員に対しての人事院勧告の数値が違うということは今までにあったんでしょうか。

○柴田圭子委員長 井上教育長。

○井上 功教育長 今まであったかどうかについて、私は分かりません。

○柴田圭子委員長 伊藤委員。

○伊藤 仁委員 それでは、あれなんですけども、木村参考人が先ほど説明の中で、国の財政が厳しくなっても、国庫負担金は堅持していただきたいというような説明があったんですけども、国の財政が厳しくなってきたときに、国が削減していくのは福祉、教育事業の予算を削減していくというふうには、世界的にはそういうふうには、例えばINFとかの勧告を受けると、そういうふうには切っていくなさいというふうな、削っていくなさいという指導が当然来るとのことなんですけども、そういった福祉や医療よりも、それが削られても教育費の国庫負担金だけは堅持してほしいというような考えなんでしょうか。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 一番は、義務教育費に充てられるという、義務教育費国庫負担制度がなくなってしまうと、地方に入ってきたお金が、確実に義務教育に充てられるという保障がないということで、教育水準の確保が難しくなるということ、今の状態でも格差があると言える状況なので、やはり国庫負担制度がなくなれば、格差は確実に生まれるということが一番の課題であると考えております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。秋谷委員。

○秋谷公臣委員 先ほど、金額が提示されて674億円から658億円に削減された、少し減っているんですけども、この減った要因というのは、もし推測できればお答えいただけますか。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 すいません。減った要因については、申し訳ないんですが、ちょっとお答えは、すいません。

○柴田圭子委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 いや、単純に、私は子どもの数が減ったり、先生の数が減ったり、そういう物理的なことで単純に減ったのかと思ったんです。使い道等は、金額だけでは674億円減った、16億円か、どのようにと、中身については質問ができなかったもので、もし分かればと思って質問いたしました。すいません。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありますか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 ここで採択されれば、意見書を国のほうに出すということにさせていただくと思うんですけど、先ほどお聞きした内容のように、最終的に目指す、国の負担を2分の1にしてほしいとするですとか、物価高騰とか各県や市の財政状況ですとか、そういった内容を独自に入れることに関してはどういうふうにお考えでしょうか。〔「意見書の中ですか」と言う者あり〕はい、意見書の内容を、案のものをもう少しプラスアルファにするですとか、白井市独自の内容にすることなどを承諾していただけるとか、御意見ありましたらお願いします。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 今回出させていただいた意見書については、やはり、それぞれ自治体等に合わせつつ、つくり直している自治体もごございますので、白井市のほうで2分の1で復元したいというところで、そういう声がありましたら、書いていただくことも可能でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、白井市の執行部の方にお聞きします。先ほどの回答からしますと、国の負担が減ると、やはり県や白井にも影響がありそうなんです、白井市としては、義務教育費の国庫負担制度の堅持についてどのような見解をお持ちでしょうか。

○柴田圭子委員長 井上教育長。

○井上 功教育長 これにつきましては、私から考えを述べさせていただきます。

今回、この請願者になっている田中弘美さんという方は流山市の教育長でございます。先ほど説明があったように、県の教育長会を代表してもいらっしゃって、この請願を出していますので、私もその一員でございますので、そういう考えでございます。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 分かりました。出している側の一員だから賛同ということで、確認できました。

では、請願の紹介議員にそのままお聞きします。広沢議員が今回、紹介議員になられた理由についてお聞きしたいです。

○柴田圭子委員長 広沢紹介議員。

○**広沢修司紹介議員** 白井市の以前、教育部長をされていた、和地さんが今、大山口小学校の校長先生をされているんですけども、PTAの時から知り合いであったこともあって、声をかけていただきました。

前回の請願のときは、私はこれ、否決のさせていただくような結果になってしまったんですけども、その理由としては、9月議会での請願だったことから予算編成には間に合わないという理由で反対していたんですけども、〔「12月議会」と言う者あり〕12月議会ですか。今回、それをクリアするような形で、6月議会ということで持ってこられたものですから、これは当然、反対する理由ももうなくなったことですし、もともと内容的には、推していきたいというような考えがあったものですから、紹介議員を受けさせていただきました。

以上です。

○**柴田圭子委員長** 徳本副委員長。

○**徳本光香副委員長** 先ほど、ほかの委員からもお話あったように、平成22年のときにも紹介議員さんがいて、この請願が出されていて、そのときは12月議会に出されたけど、ちゃんと採択されたということだったみたいです。そういうこともあって、私としては時期に関係なく毎年出していることもあるので、必ずしも間に合わなかったとしても、意思表示を毎年することが必要かなと思っているんですけど、そうですね、また、前回否決という結果については、たしか反対討論とかはされていないんですよ。

○**柴田圭子委員長** 広沢紹介議員。

○**広沢修司紹介議員** そうですね。委員ではなかったですし、本会議でも討論はしておりません。

○**柴田圭子委員長** 徳本副委員長。

○**徳本光香副委員長** 分かる範囲でよろしいんですが、参考人の方でも紹介議員さんでもよろしいです。今年度、この請願についての採択状況、もう既に進んでいるのかどうか分かればお伺いします。

○**柴田圭子委員長** 木村参考人。

○**木村堯之参考人** 幾つかの自治体からは採択をしましたということで御連絡をいただいております。印旛の9市町では、早速、酒々井町のほうから採択しましたということで御連絡をいただいているところでございます。

○**柴田圭子委員長** ほかに、伊藤委員。

○**伊藤 仁委員** この請願なんですけども、今日もし採択されたとしても、また来年も、また出てくるという理解なんですよ。

○**柴田圭子委員長** 木村参考人。

○**木村堯之参考人** おっしゃるとおりでございます。

○**柴田圭子委員長** ほかに質疑はよろしいですか。

では、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

休憩必要でしょうか。暫時休憩。一応これからの流れなんかを説明したりしたほうがよろしいですかね。新しい方がいらっしゃるから。

暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時34分

○柴田圭子委員長 では、休憩に引き続き、会議を再開いたします。

これから討論を行います。

反対討論の方、ございますか。

賛成討論の方、ございますか。

討論はございませんか。徳本副委員長、賛成か、反対か。

○徳本光香副委員長 この請願に、当然賛成という意思表示を再びさせていただきます。

やはり世界的に見ても、日本の教育予算がとても少ないということもありますし、教員不足で、成り手も少ない厳しい労働環境ということもありますので、ぜひこれは千葉県全体の1市として白井からも意見書をしっかり出させていたいただきたい内容だと思っています。

また、今日は教育長さんも出席されたということで、白井市としても、これに賛同だということをはっきり言っていただきましたので、これを出させていたきたいですし、もし賛同が得られれば、この会が最終的に目指している2分の1、まず、確保したいというところまで要望できればいいなというふうに考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論の方ございますか。荒井委員。賛成か反対か述べてからお願いします。

○荒井靖行委員 賛成の討論をさせていただきます。

実際に御指摘のとおり、今、地域の中の予算というのが、非常に格差が出てきております。それに子どもたちの教育水準が影響を受けることは絶対にあってはならないという具合に考えております。そういう意味では、国庫の負担というのは、ぜひとも残してもらおう。先ほど2分の1という意見もありましたけども、私もぜひ2分の1にしていくべきではないかという具合に考えております。

もう一つ、私が思っていることは、毎年同じ文面もいいんですけども、世の中どんどん変わってまいりますので、その内容に合わせて、もっと実情を話されたほうがいいのかなという具合に考えました。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論ございますか。よろしいですか。

では、討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された請願第2号は、採択すべきものとするに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 承知しました。起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された請願第2号は採択すべきものと決定しました。

引き続き行っても大丈夫でしょうか、皆さん。よろしいですか。休憩必要ですか。いいですか。

(2) 請願第3号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について

○柴田圭子委員長 日程第2、請願第3号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

先ほどと同じように紹介議員のほうから、請願の要旨及び事項について説明を求めます。説明時間は15分です。

なお、請願者から先ほどと同じように資料は頂いております。既に配付しておりますので、その説明は結構です。

広沢紹介議員、説明お願いいたします。広沢紹介議員。

○広沢修司紹介議員 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願書について、請願の要旨を述べます。

貴議会におかれましては、日頃から学校教育への深い御理解と御配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を持っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興は、いまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、下記の項目を中心に、2024年度に向けての予算の充実を働きかけていただきたいと思います。

1つ、災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。

2つ、少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。

3つ、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。

4つ、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。

5つ、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境条件を整備すること。

6つ、安全安心で、個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や洋式、多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

7つ、ソサエティ5.0に向けて、デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、GIGAスクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

など、以上、昨今の様々な教育課題は、教育予算を十分に確保することにより解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨について御審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官公庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

請願事項。2024年度予算編成に当たり、憲法、子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、国における2024年度教育予算拡充に関する意見書を、貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を御提出いただきたく、お願い申し上げます。

以上となります。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。では、補足の説明がありましたら、参考人お願いいたします。木村参考人。

○木村堯之参考人 先ほどの請願と同じように、未来を担う子どもたちのために、できるだけ教育にかける予算を確保していきたいという願いを、できるだけ多くの自治体から国に対して届けることが大事であると考えておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

それでは、以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。発言の際は挙手をし、委員長の指名を受けてから発言してください。

それでは、質疑はございますか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 こちらのほうは、昨年度出されている陳情の内容と、おとし出されている請願の内容が全部更新されてきているので、特に、まずそこからお聞きしたいと思います。

文面が変わっているところとして、昨年度まであった陳情書要旨の四、五行目あたりです。東日本大震災と原子力発電所の事故というのも、昨今の予算の厳しさということで書いてあるのが削られています。これはどういった経緯で削られたかというのがお分かりでしたら、御説明をお願いします。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 お答えになっているか分からないんですが、ここでは、被災地の子どもたちが一日も早く、被災前と同じ、同様な環境で学校生活を送れるようになることが大事だと考えていますので、そういった意味でも、被災地への支援をしっかりとしてほしいということで書かせていただいております。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 分かりました。その文言が、入っていた理由が今、お答えいただいた内容だと思うんですけど、それが削られているということについては、事情はお分かりではないですか。今回の請願で、復興前に戻したいという意味での東日本大震災と原発事故のことが削除されていたので、私としては、このことは引き続き重要ではないかなと思ったので、お聞きしました。分からなければそれでも結構です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。荒井委員。

○荒井靖行委員 お尋ねいたします。今の同様に、陳情の要旨について、昨年と比較をいたしますと、新型コロナウイルスの感染症の拡大と、立て続けに発生しましたというこの部分もあるんですけども、これも実を言うと、後年度にも当然、生きていく話ではないかと思っているんですけども、ここも何で削っちゃったのかなという具合に私は思ったんですけど、もし削られた理由が分かれば教えてください。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 今年度から5類になるというところもございまして、その辺りは、もちろんそういうコロナ対策が終わったわけではないというのは分かるんですが、5類になるというところで、1つの区切りということで削除をお願いした次第でございまして。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 まだほかにも文章が変わっているところがあるので、コロナウイルス感染症のところの部分が要旨から外れたのと同時に、1から8番までであった具体的な項目というもののうち、昨年度出された陳情の7番、もしございましたら、7番のほうを読み上げますと、感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童生徒が健康面、学習面で不安やストレスを感じることをないよう、財政措置を講じることとありまして、これは丸々今回削られている形になります。

白井市の執行部の方にお聞きしたいんですが、まだ白井市内でも、こういったコロナ禍が一応続いているという中で、不安やストレスを感じることをないような財政措置というのは必要でしょうか。

○柴田圭子委員長 榛沢教育部参事。

○榛沢宏一教育部参事 それでは、子どもたちの相談とかに関する支援の必要性なんですけども、教育委員会といたしましても、子どもたちの心の面ですとか相談等に関する費用は必要だと考えております。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、先ほどの請願とちょっと似た内容になるんですが、これに関しても、採択の場合、意見書にぜひ削られているけど、必要だという場合は、白井市として入れさせていただくということは可能ということではよろしいですか。確認で。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 ぜひ、必要であれば、そのようにしていただければと思います。

○柴田圭子委員長 ほかにございますか。荒井委員。

○荒井靖行委員 これについても、執行部にもお尋ねしたいことです。

2番目に小学校の高学年専科を実現するためという話があります。現状の白井市の状況、また、この問題について、どのような課題をお持ちなのかお尋ねいたします。

○柴田圭子委員長 榛沢教育部参事。

○榛沢宏一教育部参事 それでは、本市の現状ですけれども、本市は小学校の高学年の専科としましては、英語の専科を県のほうからいただいております。この後の必要性ですけれども、今、教職員に対する働き方改革等で、1人に大きく負担がかかるのが大きいということで、いろいろな教科担任制というようなことも、いろいろな世の中で出てきまして、なかなかすぐにはいけませんけれども、行く行くは多くの人、教員をいただいて、教科担任制、専科等にしていくことは必要だと考えております。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 あわせてお尋ねいたします。英語について、今お話がありましたが、例えば家庭科とか音楽とか美術、こういうものについては、いかがなんでしょうか。

○柴田圭子委員長 榛沢教育部参事。

○榛沢宏一教育部参事 現在のところ、小学校の場合ですと、担任に何人かの教員しかいませんので、多くの教科にまたがって専科をつくることができないのが現状でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 執行部としては、そういうところに増員を図っていきたいという思いはありませんか。それと、それに合わせて、国の支援を欲しいという具合に考えたことはありませんでしょうか、お尋ねいたします。

○柴田圭子委員長 井上教育長。

○井上 功教育長 そのことにつきましては、私のほうからお答えします。

教員がたくさんいたほうが当然いいということはあるんですけども、定数というのは決まっております。市独自で教員を増やしたりということはできませんので、定数内で実施しているところでございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員 お尋ねいたします。その定数というのは、どのような形で決められているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 井上教育長。

○井上 功教育長 県教育委員会が決めているものでございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 となると、これは県に働きかけをして増員を図るということをする必要があるとい

うことでよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 井上教育長。

○井上 功教育長 そういうことで、元はやっぱり文科省、国になるので、全ての話がつながっていると思っております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 文面が変わっていることについてもう1点です。

請願が出された2年前、令和3年度のときの請願内容のところで、もう一つ、消えているところがあります。6番目の項目だったんですけど、老朽化等による危険を伴う校舎やブロック塀の改築などという言葉も消えているんですけど、白井市のほうにお聞きします。今、白井市内で、こういった校舎やブロック塀の改築というところで、予算の確保などはどういった状況でしょうか。これが要望に入ったほうがいいのかという視点でお聞きします。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 ブロック塀のことについて、まず、お答えさせていただきます。白井市では、ブロック塀のほうの撤去等につきましては、完了しているところでございます。

さらに、校舎等の改修、こういったところにつきましては、今、補助制度を活用して行っているところが多くございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、先ほどの質問の最後にお聞きした、要望に特に入れなくても、予算を確保できているという考えでよろしいですか。意見書を出すときに入れたほうがいいのかどうかという考えで、質問しています、参考に。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 予算の話になりますので、これも先ほどの教職員のところと一緒になんですけども、予算は多くあったほうがいいに決まっていますので、そういった考えでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。荒井委員。

○荒井靖行委員 徳本委員の関連の質問です。先ほどブロック塀の処理については完了したというお話だったんですけども、これは、例えば小学生、中学生の通学路におけるブロック塀の問題がかなり一時期すごく言われましたけども、その問題については、解決済みと理解してよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 学校ですとか公共施設の中につきましては完了しているところなんですけども、通学路になりますと民有地が含まれますので、残念ながら、民有地につきましては、協力を得ている方もいらっしゃるんですけども、残念ながら残っているところもあるということでお聞きして

いるところでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 通学路の民有地についてもいろいろ交渉したり、補助をしたりして、他市ではなるべく除外していこうという動きがあつて、結果的になかなかうまくいってないという話も聞いております。その中で、白井市につきましては、この問題、どのぐらい残っているか、お分かりになれば教えていただきたいんですけど。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 こちらのブロック塀の問題につきましては、教育委員会のほうの担当ではないんですけども、担当部署のほうから聞いているところでは、実数的には、今、把握しては、現時点では把握していないんですけども、まだ残っているということだけはお聞きしているところでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 執行部にお尋ねしたいんですけども、今回削られてしまったブロック塀の項目なんですけども、執行部としても増やすことについて、いわゆる管理をすることについて、御賛同いただけたらと考えてもよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 教育関連施設につきましては、もう完了しておりますので、民有地につきましては、ほかの部署になりますので、そちらが必要かどうかというのは、ちょっとこの場ではお伝えできないところでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 他部署との調整は可能でしょうか。調整をした上で、こういう項目を載せたほうがいいのかという具合に判断されるかどうかをお尋ねしたいんですけども。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 今回、文科省への要望だと思われまして、民有地につきましては他省庁だと思われまして、調整等はできなくもないとは思いますが、今回は文科省へということですので、という考えでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 ということは、今回の書面の中に載せる必要はないという具合に御判断いただけているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 井上教育長。

○井上 功教育長 必要性については、委員会で考えていただきたいと思います。今、答えたとおりでございます。

○柴田圭子委員長 ほかに。石原委員。

○石原淑行委員 これまで内容は、前回の請願とも内容が少しずつ変わっているということですが、そのときに合わせて内容は少しずつ変えていくとしても、教育予算拡充に関するということでは、今後も毎年こういった請願がまた出されていくということでしょうか。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 おっしゃるとおりでございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。伊藤委員。

○伊藤 仁委員 これ、国の予算の教育費を拡充してくれというお話なんですけども、国の予算というのは、もうパイが決まっているわけです。ということは、教育費だけ増やすと、どこかがへこむわけなんですよね、当然。へこませないように国債でやればいいという考えであれば別ですけども、教育予算だけ増やして、ほかの福祉とか何かの部分が削られてもどうなのか、そういったバランス的には、ただ教育費だけ増やしてほしいという中での考えでいいのかどうかという議論はされていますでしょうか。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 おっしゃるとおり、バランスは非常に大事だと思っております。ただ、その中で、OECDの教育予算にける平均が4.9となっている中で、日本の教育予算は4.0と言われているところで、加盟国の中でも非常に低いレベルであると考えておりますので、そのバランスの中で、さらに教育費にバランスを置いていただきたいという願いでやっております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員 ほかの項目でお尋ねいたします。

現在の経済状況に鑑み、就学援助や奨学金事業に係る予算をさらに拡充することということを要望されていると思いますが、これも執行部にお尋ねしたいんですけども、白井市における就学援助について、これについては、かなりいろいろなところから聞いておまして、決して他人事ではないというふうに理解しておりますけども、それについて、今までされている施策の状況と、その充足状況、課題、これについてお尋ねをいたします。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 就学援助の制度につきましての白井市の状況を、簡単にではございますが説明させていただきます。

まず、対象者として、要保護者が6月現在で6名、それから、準要保護者が345名でございます。

それぞれに就学援助としまして、学用品とか通学用品費、それから校外活動費、通学費、修学旅行

費、新入学児童生徒学用品費、医療費、学校給食費等を支給しているという状況でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員 もう一つの質問なんですけど、充足度については、どのような具合に判断されていますか。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 今、こちらのほうで、詳しい充足度についての評価の資料ございませんので、説明がそこでできない部分ありますが、市のほうの支給対象に沿った対応を取っておりますので、その部分では、しっかりと必要な方々に必要な支給をしていると考えております。

○柴田圭子委員長 まだあるようでしたら、暫時休憩しようかと思うんですけど、よろしいでしょうか。

じゃあ、1時間たちますので、再開は11時15分。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○柴田圭子委員長 では、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑ございますか。秋谷委員。

○秋谷公臣委員 すいません、1点だけ。5番のことになるんですけども、先生方、部活のこと、細かい話になるんですけども、教職員の皆様の部活の顧問の先生方の負担が大きいということで、地域型スポーツということで、少しちょっと離れるかもしれませんが、印旛郡市では、地域のスポーツの指導者に顧問の応援ということで、そういう事業を始めた市町村があるので、白井市もそういう、地元のスポーツのそういった指導者をお願いして、部活の先生の顧問の負担を幾らか減らそうという、そういった取組が、これからもし始まるようであれば、その辺のところを執行部の方にお聞きしたいと思います。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 今のお話ですと、5番の総合型地域クラブの育成等というのは、また別個でという解釈でよろしいですか。〔「いいです」と言う者あり〕中学校の部活動のほうなんですけど、部活動地域移行という形で今、準備を進めているところです。令和5年度が準備期間として考えておまして、令和6年度から、中学校の一部の部活動を地域移行して、土曜か日曜日に、どちらかで実施していくという予定で進めております。

それから、令和7年度に全部活動、土曜か日曜日は地域移行した形での部活動の実施をする予定で進めております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑は。荒井委員。

○荒井靖行委員 休憩前の質問に戻ります。

4番にあります、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に係る予算をさらに充実させること、拡充することについて、お尋ねをしたい、これも執行部についてお尋ねをしたいと思います。先ほど、実際に予算を使って支援をしているというお話だったんですけども、2点お尋ねいたします。

1点目です。この制度についての認知方法についてお尋ねしたいと思っております。

それと、もう一つは、いわゆるそういう支援を渡し方についてはどうされていますか。例えば、親御さんに現金を払って、それを使ってくださいとやっているのか、いや、これは費用は要りませんからということで、直接、いわゆる親清算という、保護者のほうにお金が回らない形で実行されるやり方なのか、どのような方法が取られているかをお尋ねいたします。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 2点につきまして、認知方法ですが、保護者に就学援助の内容についての手紙を配布しまして、それによって認知を進めております。それから、渡し方につきましては、基本的には、直接お金を渡すということではなくて、かかった分に関して、こちらが後からそれを振り込んだりとか、あるいは、例えば、一つ挙げると、修学旅行などのお金は、実際には学校を通して業者のほうに、市のほうからお金をそちらに渡していくということで、子どもたちは修学旅行に行って帰ってくるんですが、そのお金は保護者のほうに渡らずに、直接振り込まれるというような形を取ったりというふうにしているものがあります。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 これは案件によって違うということでしょうか。それとも、今みたいな方式がほぼほぼ支援のメインなスタイルになっているということでしょうか。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 費目によって違いがあります。例えば、学用品のお金に関しましては、例えば小学生であれば、年額で1万1,630円、中学生であれば2万2,730円ということで、それらを渡していると。それで、それを家庭で学用品として購入するというような形になっているかと思えます。

それから、先ほど言った修学旅行、それとか、あと学校給食費などは、保護者のほう通さずにそのまま振り込みという形で、給食センターのほうに、給食費のほうに充てられるということになっているものもあると。なので、それぞれに支払われる場合と、通さない場合とあるというふうになっております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。請願の要旨のことでしたら、質問していいんですけど、今はちょっと離れているかと思えます。そこで、請願の要旨に何か結びつくようなことであればいいんですけど。

ほかに質疑ありますか。荒井委員、よろしいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員 今の支援費用なんですけども、年間で、後で調べれば分かるんでしょうけども、どのぐらいかかっている、それについて、国の支援が必要かなという具合に執行部は考えているかどうか、お尋ねいたします。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 それぞれの金額は、例えば修学旅行費だとか、等については、学校によっても違いますので、この値段というのは、ちょっとすいません、ありませんが、それぞれの費目によってのはっきりしているものもございますというような答えになってしまいますが。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、同じ就学援助についてです。資料のほうにも、要保護者のみ国が補助を行っているということで、要望としては、準要保護者まで対象としていきたいということがありました。

執行部にお聞きしますが、確認として、準要保護の対象の方への予算というのは市が出しているということでしょうか。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 すいません。即答はできないものですから、後ほど確認してお答えでよろしいですか。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、ちょっと別の項目に行きます。空調設備などの設置のことも、この中に入っているんですけど、請願者の団体からの意向としては、特別教室へのエアコン設置などはもう進んできているということで、白井市では、前倒しで特別教室も入れてくれるという決定がされています。さらに、要望の中に体育館にはまだ入っていない現状があると書いてありますが、千葉県内の状況などありましたら、教えていただけるとでしょうか。白井では入っていないということで、要望中です。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 県内でも、特別教室には少しずつ整備をされてきておりますが、まだまだ体育館には入っていない自治体が非常に多いと認識しております。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、執行部にお聞きします。これに関して、一応、今回の要望にも体育館も入っているんですけど、市としても要望したい意向ですか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 こちらも先ほどと同じなんですけども、それで補助制度等創設されるのであれば、これが子どもたちの教育の環境の改善、向上にはなるのかなという形で考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、違う項目で7番目のほうです。これもソサエティ5.0というのが、今回の請願に初めて言葉として入っていて、GIGAスクール構想についての環境整備ということがあります。白井でも、1人1台のタブレットは入ってるんですけど、今後の予算、維持費とかが心配だと思っています。この要望としては、具体的にどういった内容が含まれているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 確かに児童生徒一人一人、端末は整備されました。しかし、まだまだ財政措置は必要だと考えております。

例えば、自治体によっては以下のような課題を抱えている自治体があります。端末は入ったが、通信が安定しないために、授業中に度々フリーズしてしまうとか、教職員への配布状況も自治体によってばらばらであり、担任にしか配布されず、専科指導をする人が持っていないために授業ができないと。また、指導者が操作方法や、それを接続する電子黒板等の操作方法を研修する時間がない。また、トラブルに対応するだけの時間もなく、自治体によっては、ICT支援員というような形で各学校のICTに関する様々な対応をやってくれているところもあると。

そういった人的、物的に措置が今後、必要であると考えております。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 分かりました。

白井市でも支援員さんを入れてくれたりしているんですけど、執行部にお聞きします。7番のタブレットとかICTに関して、特に白井市として要望したいことというのはあるのでしょうか。今の具体例があったように、安定しないとか通信についてとか、まだ配布が不十分であるとか。

○柴田圭子委員長 榛沢教育部参事。

○榛沢宏一教育部参事 それでは、白井市の現状でございますが、まず、通信が安定しないということに関しては、多少あるときもありますが、数多くはありませんので、今、現状で満足しております。

それから、タブレットの台数でございますが、教職員につきましては、担任のみ配付されている形でありましたが、教職員も少しずつ減ってきてはいるので、今は養護教諭が持って使ったりと、授業で使わせてもらったりということもしております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 今後の導入のときは、手を挙げた自治体には国がお金を出すというものもありましたけど、その後は、ずっと市が持つという説明で聞いていたので、これに関してはやはり国が出してほしいという意向でしょうか。

○柴田圭子委員長 榛沢教育部参事。

○榛沢宏一教育部参事 タブレット等のICT機器につきましては、期間を設けての契約がありますので、また更新がありますので、そのときに必要になるかなと考えております。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、参考人か紹介議員にお聞きします。

少人数学級のほうも法改正、2021年の法律改正で、小学校35人上限ということで、何十年ぶりにやっと一歩進んだ状況ですけど、やはり資料を見ると30人学級を目指しているということで、私もそれに賛同なんですけど、千葉県内の少人数学級の実現状況というのは、どのような状況でしょうか。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 千葉県内については、県独自で小2、小3、中1は35人学級を選択可能になっているところがございます。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、執行部にお聞きします。35人学級の実現状況、白井市ではいかがでしょうか。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 市のほうとしましては、国の制度、それから県の制度にのっとってやっております。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、35人以下に、法改正の内容どおりになっているということでしょうか。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 法改正のとおりでなっております。小学校1年生から4年生まで35人、それから中学校1年生が、県のほうの35人ということでやっております。

○柴田圭子委員長 質疑、ほかにございますか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 これ、国に出すということで、全額で国家予算の教育予算、できればどのくらいの額を増やしたいと考えているのでしょうか。ここには書かれていませんけども、情報があればお願いします。

○柴田圭子委員長 木村参考人。

○木村堯之参考人 では、お答えいたします。具体的な数字というところではなかなか申し上げにくいところもあるんですけど、ただ、令和4年度の教育予算拡充の、教育予算の予算よりは、それをクリアできるような、大幅にクリアできるようにもっていければなと思っております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 これで最後です。執行部にお聞きします。白井市にきている教育予算というのは今、足りている状況でしょうか。それとも、やはり全体に増やしてほしいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○柴田圭子委員長 井上教育長。

○井上 功教育長 今、白井市に来ているというところが、私は分かりづらいんですけども、結論として、お金はあればあったほうがいいということでございます。

○柴田圭子委員長 宗政教育部長。

○宗政隆雄教育部長 すいません。先ほどの徳本議員さんからの質問の回答のほうをさせていただこうと思います。

準要保護のほうですが、国の補助がありませんので、準要保護については、市のほうで支給しております。市の予算から支給しております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

では、質疑はないものと認めます。

そのまま引き続き、討論に入ります。

これから討論を行います。

反対討論の方はございますか。

賛成討論の方はございますか。

討論はございません。討論はないものと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決いたします。当常任委員会に付託された請願第3号は、採択すべきものとすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 承知いたしました。起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された請願第3号は採択とすべきものと決定いたしました。

ここで休憩します。

再開は1時30分です。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時30分

○永井康弘議会事務局長 お時間となりましたので、始めさせていただきます。

それでは会議の再開に先立ち、会議に御出席いただきました、山下副市長より御挨拶をお願いします。

○山下英之副市長 委員の皆様、こんにちは。冒頭、本来でございましたら、市長から一言御挨拶申し上げるべきところでございますが、あいにく所用がございます。本当に僭越ではございますが、私

から代わりに御挨拶申し上げたいと思います。

昨日から3日間でございますが、合計8つの議案につきまして、それぞれ付託をされました常任委員会で御審議をいただいているところでございます。本日午後の教育福祉常任委員会では、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、及び、議案第19号のうち、教育福祉常任委員会が所掌となります科目、これら5つの議案につきまして、御審議をお願いするものでございます。

委員の皆様方には、深い御理解と合わせまして、慎重なる御審議を賜りたく存じます。

本日はよろしく願い申し上げます。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、同じく会議に御出席されました、井上教育長より御挨拶をお願いいたします。

○井上 功教育長 年度初めの教育福祉常任委員会でございますので、一言、御挨拶に伺いました。

本日は、教育部からの議案も1件ございますので、委員の皆様方には慎重なる御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。山下副市長及び井上教育長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

午前中に引き続き、議事等につきましては、柴田委員長をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。よろしく願いします。

マスクを着用での御発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただいて、明瞭に発声いただきますようよろしくお願いいたします。

これから日程に入ります。

なお、本日都合により、池内健康子ども部長が欠席しておりますので、御了解願います。

(3) 議案第14号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第3、議案第14号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

石原委員。

○石原淑行委員 それでは質問させていただきます。

今回、こども家庭庁ができたことに伴い、条例の改正ということですが、こども家庭庁というのができたことが、市民にとっても非常に関心のあることでありまして、子育てについて大変重要なことだと思いますが、この条例の一部改正で、家庭的保育事業等の内容について、変わった点はありますでしょうか。

○柴田圭子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 それでは、お答えいたします。

今回の改正につきましては、こども家庭庁の設置に伴いまして、関係法令が変更になったと、改正がありましたので、それに伴って、主務大臣が変わった部分についての変更ですので、今回条例の基準の内容そのものに変更はございません。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるという変更なんですけど、その理由というのを伺いたいです。

○柴田圭子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 この条例の25条では、家庭的保育事業者が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する指針に準じ、保育を提供することを規定している条文になります。

この指針というのがですね、今回、こども家庭庁の設置に伴いまして、保育に関することにおきましては、こども家庭庁に一元化されましたので、その権限が、厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ったものです。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 一元化されることで国の方針が変わって、市民に何かメリットのような変更点はあるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 こども家庭庁設置の目的という部分になろうかと思いますが、今回、子どもに関する施策の司令塔として、こども家庭庁が設置されたということで、そういった部分で一元化されたということは、そういった子ども政策に今後、まだ詳細は、こちらのほうにも通知等ございませんが、そういった部分での目的があったと認識しております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

では、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。反対討論ですか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 議案第14号に反対の討論をいたします。

今回、厚生労働大臣だったものが、内閣総理大臣に、こども家庭庁の設置によって一元化されると

ということなのですが、日本共産党としましては、こども家庭庁の設置自体について、問題点が多いと考えております。子どもを中心に据えて政策を行っていくという方針自体はいいのですが、これまで少子化だとか子育ての困難をもたらしている人が多いこと、いじめや貧困、格差の問題などを、今回、主要な理由を縦割りの行政に終結させているんですけども、自民党政治の長年の予算の振り方や国民の要請に応じてこなかったという政治によって子どもの貧困なども広がっているもので、特に今回のこども家庭庁の家庭という文字については、自民党の古い家族間で、家庭が子育てを担うべきという考え方がそのまま継承されている省庁になっていると思いますので、そのトップとして、問題点、しっかり改善できるとは思えない。総理が一元化でトップに立つということに関しても、この省庁の存在自体に関しても問題が多いと考えておりますので、それに伴って変わる議案と、ほか3つについても同じ理由で反対いたします。

以上です。

○柴田圭子委員長 賛成討論の方はございますか。ありません。

では、ほかに討論ありませんか。では、討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 承知しました。起立多数であります。したがって、当常任委員会に付託された議案第14号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第15号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 それでは、次に日程第4、議案第15号です。よろしいですか。議案第15号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 今回の条例の改正の理由は、こども家庭庁の設置に伴いということの説明を受けました。関係法令が改正されて、国の基準も改正されたためというような説明を受けたんですけども、この条例改正自体、関係法令の改正について、いまいちその辺が納得できない、分からないので、それをもう少し分かりやすく、関係法令の改正についても説明いただければ、よろしく願いいたします。

○柴田圭子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 それでは、こども家庭庁の設置に伴う関係法令の改正について、もう少し詳しくということで、御説明いたします。

具体的には3つ、今回の主な改正3つございまして、1つ目が子ども子育て支援法第19条第2項の削除によるものです。これ、こども子育て支援法第19条第2項では保育の需要内閣府令で定める際に、厚生労働大臣と協議することを規定しておりましたが、今回の一元化に伴い、この協議が不要となったことから、第2項が削除されたものです。

もう一点が、2つ目が、学校教育法第25条第2項及び第3項の追加によるものです。こちらにつきましては、幼児教育につきましては、こども家庭庁設置後も、所管が文部科学省のまま、充実が図られることになったため、こども家庭庁と密接に連携する必要があることから、幼稚園の教育課程及び保育内容を定めるときは、内閣府令で定める他の規定と整合を図ることと、それと、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならないということで、25条に第2項及び第3項が追加されたものです。

3つ目は、国の児童福祉施設の設定及び運営に関する基準、これが国の省令基準となりますが、この改正が行われ、これは先ほどの保育指針の主務大臣、権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移管されたため、改正が行われたものです。

以上です。

○柴田圭子委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 この点については、説明さっきも受けたような気もするんですけども、そこで、これは現場での多分、対応のことについて、お伺いしますが、例えば幼稚園の許認可権だったら、県の学事課で、それから、保育園とかこども園については、白井市の窓口の担当課だと思いますけども、その辺の現場での確認のことについて伺えれば、教えていただきたいと思います。

現場では、どういう点、現場でもし変わるところもあれば、さっき言ったように、幼稚園だったら県に言って、学事課に教員課があったり、保育園とかこども園だったら、白井の窓口でも対応できるんですけども、その辺の変わりは一切ないということですか。

○柴田圭子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 そうですね。条例の対象とするものは、今回、こちらの議案第15号の条例につきましては、今、委員がおっしゃったとおり、保育園、それと小規模保育の地域型保育事業となります。市内の場合ですと、保育園、認定こども園、小規模保育事業が対象となります。

先ほどの条例と同じく、基準の内容自体は今回の改正で変わるものではございませんので、それによって、現場の何か対応が変わるというようなものではございません。

以上です。〔「分かりました」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。石原委員。

○石原淑行委員 質問いたします。

今、ありましたが、条例の一部を改正するというので、変化はないということだったんですけども、私のほうで調べさせてもらったところ、こども家庭庁の設置に伴いということでしたが、保育士の配置基準の見直しについてということで、6月13日に政府のほうで、こども未来戦略方針が決定されまして、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充ということで、その中で、現行の1歳児は、6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善すると明記されているとありました。その内容がある中で、今回の条例改正に、保育士の配置基準については反映されたりはしていないということでしょうか。

○柴田圭子委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 今回の改正につきましては、保育士の配置基準等に影響があるものではございません。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

次に、賛成討論の方はございますか。

ほかに討論はありませんか。では、討論はないものと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第15号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 承知しました。起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第15号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第16号 白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第5、議案第16号 白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

石原委員。

○石原淑行委員 質問いたします。

今回の改正で、白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例ということで、新旧対照表のほうで、現行は厚生労働大臣ということでありまして、改正案として、主務大臣ということに変わっているんですが、主務大臣というのは、誰に当たるということになるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えします。

主務大臣といいますのは、特定のどこかの省庁の大臣を指すということではなく、用語自体は、ある行政事務を主管する各省の大臣ということになります。

国の法律が主務大臣と記載されている理由について、御説明いたしますと、福祉作業所で提供しているのは、就労継続支援というサービスになりますが、こちらの根拠になっている法律は、障害者総合支援法になります。障害者総合支援法自体は、原則的には、今までどおり、厚生労働大臣が所管しております。

ただ、今回、こども家庭庁が設置されたことに伴いまして、一部のサービスが、こども家庭庁と厚生労働省の共管、ともに管理するという形になりました。具体的には、就労継続支援以外にも、障がい者の方が利用できる様々なサービスがあるんですけれども、その中で、例えば短期入所などですけれども、18歳未満の障がい児の方も利用できるサービスというのが含まれております。

そういった18歳以上の障がい者も、18歳未満の障がい児も両方が使えるサービスについては、厚生労働省とこども家庭庁の共管という形になったので、ここで厚生労働大臣とか内閣総理大臣というふうにはっきりと記載をせずに、主務大臣という形に表現されているという改正になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

次に、賛成討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

では、引き続き、採決いたします。当常任委員会に付託された、議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立多数でございます。したがって、当常任委員会に付託された議案第16号は原

案のとおり、可決されました。

(6) 議案第17号 白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第6、議案第17号 白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 1点、確認ため伺います。白井市の人口は減っているんですけども、高齢者とかは増えているので、障害の方といっても、難聴の方とかいろいろ、その辺については増えていると思うんですけども、その辺の人口は減っているんだけど、障害者の数についてはどのような形になっているか、もし、そういう資料があれば、お伺いいたします。

○柴田圭子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えします。

障害者の方については、市の全体の人口は減っておりますけれども、増加傾向が続いております。障害の種類として、身体障害者手帳と療育手帳、それから精神障害者保健福祉手帳がございますけれども、いずれも増加傾向です。

過去5年間の年間の平均ということで申し上げますと、身体障害者の方は、年間平均で103%の増で、令和4年度末時点で1,753人。〔「すみません、もうちょっと大きな声でお願いします」と言う者あり〕身体の手帳をお持ちの方が1,753人、療育手帳をお持ちの方は、年間平均で106%増えておられて450人、精神障害者保健福祉手帳を持っていいらっしゃる方は、年間平均で110%増えておられて、532人になっております。ですので、増加傾向にあるということになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 次に賛成討論の方。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 承知しました。起立多数であります。したがって、当常任委員会に付託された議案第17号は原案のとおり、可決されました。

(7) 議案第19号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第5号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○柴田圭子委員長 日程第7、議案第19号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第5号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず最初に、歳出についての質疑を行います。歳出は補正予算の10ページから11ページ、そして13ページ。まず、10ページ、11ページの民生費、衛生費についての質疑を受けます。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 11ページの衛生費の5)の新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費917万円についてです。これ、全て国の補助金で、県が実施していたものを市が実施するということなんですが、対象というのは誰になるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

この補助金の対象につきましては、市内の診療所になります。診療所が、令和5年5月1日から7月2日、また7月3日から8月31日のそれぞれの期間中に、週100回以上のワクチン接種を4週間以上行った場合、週100回以上の接種をした週において、接種回数1回につき2,000円を補助金として交付するものになっております。

なお、その要件のもう一つとして、それぞれの週の中で、少なくとも1日は時間外、夜間または休日に接種体制を用意しているということが求められております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、これは各診療所がこれをやりますと手を挙げるような形になるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

こちらは、補助制度の周知を診療所のほうにさせていただいて、その実績を満たした診療所から申

請を出していただくというような手続になります。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、今まで市が行っていたような電話予約でやるというような体制では全くなく、もう個々の診療所が対応するということですか。

○柴田圭子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 診療所のほうからの申請ということになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 もう一つ、同じ項目の中で、13番の使用料及び賃貸料の機械器具賃貸料というのは、どういった内容になるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 松岡健康課長。

○松岡正純健康課長 お答えいたします。

こちらは、冷蔵庫のものになります。冷蔵庫を何に使うかといいますと、ワクチンを各医療機関に低温で移送する必要があるんですけども、それを一定程度に保つために保冷剤が必要になります。保冷剤を冷蔵庫で冷やしておいて、移送時にそれを使うということと、あとはワクチン、今、マイナス70度ほどで冷蔵管理しております。移送時には、冷凍したまま運べないという制約がありますので、移送する前に、冷凍庫から冷蔵庫に移し替えて、液体状にした上で移送するという、そういった目的で使用いたします。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかにありますか。今は10ページ、11ページ、民生費衛生費のところですか。よろしいですか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 10ページ、中段です。社会福祉総務費、ここで101万6,000円かな、これ説明では、既に受け入れた国庫補助金の不用額を返還するというような、そういう説明だったと思いますけども、なぜ101万6,000円、返還するのか、その辺の説明をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 金井社会福祉課長。

○金井早苗社会福祉課長 お答えいたします。

本返還金につきましては、令和4年度に実施しました、非課税世帯等臨時特別給付金と価格高騰緊急支援給付金の2つがございましたけれども、この事務費に係る経費について、事業が終了したために、実績報告を行い、執行残分を国に返還するものです。

事務費の内容としましては、主に消耗品費、印刷製本費、郵送料、振込手数料、システム委託や給付金事務委託などの委託料となっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

13ページまで、では、次の13ページ、教育費、ここも範囲といたします。

伊藤委員。

○伊藤 仁委員 13ページの指導費の青少年国際交流事業というのは、オーストラリアとの交換留学の件で、今年には行かないから、これは減額ということなんだと思いますけども、今後について、もうコロナで大分、この事業自体が実施されていないで、これを知っている人がだんだんなくなっちゃうんじゃないかという、向こうも、オーストラリアのほうも、その辺の協議は、確認はできているんでしょうか。今後もしできるようになったらちゃんとやろうよとか、今回中止するけど、また次年度、もう一回、また協議しましょうとか、そういった協議はできているんでしょうか。

○柴田圭子委員長 榛沢教育部参事。

○榛沢宏一教育部参事 それでは、その件についてお答えします。

確かに、コロナ禍の中で3年間、実施は、受入れも派遣もできておりませんが、毎年、オーストラリアの学校とメールでやり取りをしながら継続していく方向で確認しております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 今回中止になったいきさつについて、どのようなタイミングで、どのような形でやめましょうという申出があったのでしょうか、教えてください。

○柴田圭子委員長 榛沢教育部参事。

○榛沢宏一教育部参事 それではお答えします。

昨年度、オーストラリアの学校の近くで大洪水が起こりまして、災害が起こった関係で、本年1月に、先方のほうから次年度はお断りしますということで、連絡がありました。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 私の知っている方が、最近、まさにそのキャンパス市に行って市長にお会いしたんですけれども、もう既に洪水も終わって、全く問題がないような話も聞いているんですけども、その後、やり取りをして再開しましょうという、そういう確認はされなかったのかなと。

なぜこのようにお尋ねしているかということ、なるべく国際交流したほうがいいので、今年が来年になってしまうと、その機会を受けられなくなってしまう生徒が出てしまいますので、そこを心配して、お尋ねをいたします。

○柴田圭子委員長 榛沢教育部参事。

○榛沢宏一教育部参事 お答えします。

本年1月以降は、実際はやり取りをしておりません。ですから、その時点で次年度は無理というお話を受けてから、こちらのほうも、それ以上は動きませんで3月末に中止を決定いたしました。以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。

歳出のほうは以上で終わりとなります。

次に、歳入のほうに移りますので、8ページをお開きください。

8ページの15款2項2目民生費国庫補助金と、15款2項3目衛生費国庫補助金、この2つが該当いたします。

質疑ございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 賛成討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託された議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 承知しました。起立全員であります。したがって、当常任委員会に付託された議案第19号は原案のとおり可決されました。

(8) 閉会中の継続調査について

○柴田圭子委員長 日程第8、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時07分